

# 発明大賞表彰実施要領

## 1. 趣 旨

優秀な発明考案によって、わが国科学技術の振興、産業の発展、国民生活の向上、環境問題の解決等に寄与した中小企業または発明研究者に対して、別に定める規程に基づき表彰する。

なお、この表彰事業は当協会の発明振興事業を理解し、多額の寄付をされた方々の基金の果実及び毎年頂きます寄付金により実施するものである。

## 2. 主 催

公益財団法人 日本発明振興協会  
日刊工業新聞社

## 3. 後 援

文部科学省ほか関係各官庁及び各団体

## 4. 賞の種類

### (1) 発明大賞

画期的な発明考案により、わが国産業の発展と国民生活の向上に大きな業績をあげた企業及び個人またはグループに対し、審査の結果、特に優秀なものに次の賞を贈呈する。

① 発明大賞本賞	賞状・副賞	100万円
② 発明大賞東京都知事賞	賞状・副賞	50万円
③ 発明大賞日本発明振興協会会長賞	賞状・副賞	50万円
④ 発明大賞日刊工業新聞社賞	賞状・副賞	50万円

### (2) 発明功労賞

優れた発明考案により、わが国産業の発展と国民生活の向上に業績をあげた企業及び個人またはグループに対し、審査の結果、次の賞を贈呈する。

発明功労賞	7件	各賞状・副賞	20万円
-------	----	--------	------

### (3) 考案功労賞

優れた発明考案で業績をあげた企業及び個人またはグループに対し、審査の結果、次の賞を贈呈する。

考案功労賞 10件 各賞状・副賞 10万円

#### (4) 発明奨励賞

優れた業績が今後期待される発明考案を行った企業及び個人またはグループに対し、審査の結果、次の賞を贈呈する。

発明奨励賞 5件 各賞状

#### (5) 発明育成賞

自社以外の発明考案を育成して、わが国産業の発展と国民生活の向上に大きな業績をあげた企業及び個人またはグループに対し、審査の結果、次の賞を贈呈する。

発明育成賞 1件 賞状

### 5. 表彰候補者の資格

この表彰を受けることのできる候補者は、中堅企業・中小企業（資本金10億円以下の企業）及び個人またはグループ。

ただし、次に掲げる事項の一に該当するものは、原則として表彰しない。

- (1) 主たる発明考案について係争中のもの。
- (2) 主たる発明考案が未公開のもの。
- (3) 成年被後見人及び被保佐人。
- (4) 著しく人格的に欠陥があり、表彰するにふさわしくないと認められる者。
- (5) 主たる発明または研究について他の団体から顕著な表彰を受けた者。
- (6) 国及び都道府県の機関や、大学、高等専門学校などの学校関係者。  
(ただし、発明者が会社を設立し、代表取締役として発明を商品化している場合は、この限りではない。)

### 6. 申請手続

下記書類を当協会会長宛に提出する。

申請書（協会所定の様式）2部、所定の添付資料 各2部

### 7. 応募期間

毎年7月1日～9月30日

## 8. 審 査

審査は別に定めた審査基準に基づき学識経験者による審査委員会を開催して行う。

なお、審査委員会において必要があると認めた場合、現地調査を行う。

## 9. 受賞者の発表及び表彰式

毎年 2 月下旬に受賞者及び推薦者に通知するとともに日刊工業新聞紙上に発表する。

表彰式は、毎年 3 月中旬の予定。

## 10. 受賞者の発明発表会

科学技術週間中（毎年 4 月中旬）に、受賞した優れた発明考案について発表会を開催する。

## 11. 申請書の提出先

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町4-22

公益財団法人 日本発明振興協会 発明大賞推進委員会

Tel 03-3464-6991

Fax 03-3464-6980

改正 平成 20 年 6 月 17 日

改正 平成 22 年 12 月 1 日

改正 平成 24 年 10 月 3 日

改正 平成 27 年 3 月 5 日

改正 令和 2 年 6 月 5 日

改正 令和 6 年 12 月 10 日